

新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

平成27年9月
新 潟 県

平成28・29年度において、新潟県が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成7年新潟県告示第96号）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

【目 次】

第1 申請方法	ページ
1 参加資格の種類 -----	1
2 資格審査申請をすることができる方 -----	1
3 参加資格の有効期間 -----	1
4 提出書類等 -----	2
5 提出部数 -----	3
6 提出先 -----	4
7 提出期間 -----	4
8 留意事項 -----	4
9 申請内容に変更等があった場合 -----	5
別 表 -----	7
第2 記入方法	
1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】 -----	8
2 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】 -----	10
3 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】 -----	10
4 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】 -----	11
5 技術職員調書【第5号様式】 -----	13
6 技術職員経歴書【第6号様式】 -----	14
7 暴力団等の排除に関する誓約書【第7号様式】 -----	14
8 提出及び問い合わせ先 -----	15
別 紙 市区町村コード表 -----	16

第1 申請方法

1 参加資格の種類

別表の「資格業務」の、それぞれの業種（部門）ごとに資格審査の受付をします。（業種（部門）の詳細は、提出書類の入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】でご確認ください。）

2 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、別表の「資格業務」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員であると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（8）について同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (8) 法人であって、その役員のうち(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (9) 新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

3 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、平成28年4月1日※1から平成30年3月31日までです。

※1 「7 提出期間」以外に行う随時申請の場合は、入札参加が認められた日から有効期間が始まります。

4 提出書類等

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）
 △：該当がある場合、提出してください。

申請書、申出書及び添付書類	県内業者 ※2	県外業者 ※2	備考
① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 ※3 【第1号様式】	◎	◎	
② 入札参加希望業種（部門）一覧 【第2号様式】	◎	◎	
③ 入札参加希望業種（部門）実績 【第3号様式】	◎	◎	
④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表 【第4号様式】	◎	◎	
⑤ 技術職員調書 ※3 【第5号様式】	◎	◎	
⑥ 技術職員経歴書 【第6号様式】	◎	◎	建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務を申請する方で、⑨によるそれぞれの登録規程（別表参照）に基づく現況報告書の写しを提出する方は、省略をすることができます。
⑦ 暴力団の排除に関する誓約書 【第7号様式】	◎	◎	
⑧ 委任状	△	△	新潟県との契約等について、営業所に委任する場合のみ。 記載内容については「8（1）委任状を提出する際の留意事項」を御確認ください。
⑨ 登録を受けていることを証する書面 ※4	△	△	★以下の業務を希望する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務 ・地質調査業務 ・補償コンサルタント業務 ・測量業務 ・一級建築設計業務 ・建築設備設計業務 ・土地家屋調査業務 ・不動産鑑定評価業務 ・計量証明業務
⑩ 営業実績があることを証する書面 ※5	△	△	★以下の業務を希望する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・調査・試験業務 ・その他の業務 ★以下の業務を希望するが⑨の登録が無い場合 <ul style="list-style-type: none"> ・建設コンサルタント業務 ・地質調査業務 ・補償コンサルタント業務 ・建築設備設計業務
⑪ 新潟県の県税の納税証明書（未納のないことの証明用） ※6	◎	△	県外業者は新潟県に納税義務がある場合のみ

⑫ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明用） ※6	◎	◎	法人：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」 個人：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」
⑬ 提出書類チェックシート（建設コンサルタント等）【第11号様式】	◎	◎	記入のうえ、提出書類の末尾に綴ってください。

※2 県内業者とは新潟県内に主たる営業所を有する方をいい、県外業者とは県内業者以外の方をいいます。（以下同じです。）

※3 職員数は、直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）の人数を記載してください。

業種	提出書類
建設コンサルタント業務 地質調査業務 補償コンサルタント業務	それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写しを提出してください。（申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出してください。）
測量業務	登録証明書の写し
建築設計業務（一級建築設計）	一級建築士事務所の登録証明書
建築設計業務（建築設備設計）	建築設備士の登録証明書の写し
土地家屋調査業務 不動産鑑定評価業務 計量証明業務	それぞれの登録証明書等（写し）

※5 当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。

また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。

※6 申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。

5 提出部数

申請書等は、①～⑬の順に、正本及び副本に区別のうえ、綴じ紐又はホチキスにより綴って提出してください。

なお、⑪、⑫の納税証明書は、正本には必ず原本を添付してください。（副本には、写しを添付してください。）

（1）県内業者 3部＋入力用1部

- ・ 正本1部（提出用）、副本2部（地域機関用（行政庁控）、申請者用）*申請者用は受付後お返しします。
- ・ 入力用として、提出書類等のうち①～⑤の書類を1部、別に綴じて提出してください。

（2）県外業者 2部＋入力用1部

- ・ 正本1部（提出用）、副本1部（申請者用）*申請者用は受付後お返しします。
- ・ 入力用として、提出書類等のうち①～⑤の書類を1部、別に綴じて提出してください。

なお、随時申請の場合は、県内・県外業者とも入力用の提出は不要です。

6 提出先

郵送による提出は認めませんので、必ず次の機関に持参して審査を受けて下さい。(詳細は、「第2 記入方法」－「8 提出及び問い合わせ先」をご確認ください。)

ただし、県外業者の随時申請(平成28年4月1日以降)の場合のみ郵送による提出を認めます。

- (1) 県内業者 主たる営業所の所在地を所管する地域機関
- (2) 県外業者 土木部監理課建設業室

7 提出期間

定期申請に係る申請書等の提出期間は、新潟県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除いて次のとおりです※7。

- (1) 県内業者 平成27年11月2日(月)～平成27年12月28日(月)
ただし、地域機関によっては、あらかじめ申請受付日を指定する場合があります。(新規申請者を除く。)
- (2) 県外業者 平成27年11月2日(月)～平成27年12月28日(月)
ただし、あらかじめ申請受付日を指定します。(新規申請者を除く。)

※7 随時申請は、平成28年4月1日以降行うことができます。
(ただし、新潟県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。)

8 留意事項

(1) 委任状を提出する際の留意事項

委任状を提出する場合は、次の事項に留意のうえ提出してください。

- ア 委任をする方は、本人(法人の場合は代表者。以下同じです。)であること。
- イ 委任を受ける方は、主たる営業所に代わって新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。
- ウ 委任する内容に、参加資格の有効期間を通じて、新潟県が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- エ 委任状の提出先(あて名)は、「新潟県知事 ○○ ○○」であること。

(2) 参加資格の追加申請(業種追加)をする場合の留意事項

参加資格の追加申請(業種追加)をする場合は、「4 提出書類等」のうち、以下のものを提出してください。

この時、「入札参加希望業種(部門)一覧」【第2号様式】の「入札参加希望業種」の欄には、追加申請する業種のみを記載し、「入札参加希望業種(部門)実績」【第3号様式】には、追加申請する業種の属する業務に係る欄のみ記載してください。

(2) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散、又は事業の譲渡・会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(7) 参加資格の継続を希望する場合

建設コンサルタント等業務入札参加資格承継申請書【第8号様式】を提出してください。審査の上適当と認められれば、参加資格が認められます。

(4) 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第10号様式】を提出してください。

(3) 上記届出書等について、県内業者は2部（正本1部（提出用）、副本1部（地域機関用（行政庁控）））、県外業者は1部（正本1部（提出用））を申請書等を提出した機関に提出してください。

別 表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

第2 記入方法

1 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】

(1) 「申請区分」の欄

次の区分にしたがって、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申請の内容	番号
新規	平成26・27年度※8の新潟県の建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合	1
継続	平成26・27年度の新潟県の建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められている方が、平成28・29年度の建設コンサルタント等業務入札参加資格を申請する場合	2
業種追加 ※9	平成28・29年度の新潟県の建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められている方が、既に認められている参加資格以外の業種について参加資格を申請をする場合	3

※8 平成28年4月1日以降は、「平成26・27年度」とあるのは、「平成28・29年度」と読み替えてください。

※9 「業種追加」の申請ができるのは、平成28年4月1日以降です。

(2) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、平成26・27年度又は平成28・29年度の新潟県の建設コンサルタント等業務入札参加資格が認められた際の、入札整理番号を記入してください。(以下同じです。)

(3) 「商号又は名称」の欄

ア 枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を「フリガナ」欄上部余白に続けて記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定める法人の種類を表わす略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	公益社団法人	(公社)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	一般財団法人	(一財)
合名会社	(名)	社団法人	(社)	公益財団法人	(公財)
合同会社	(合)	財団法人	(財)	有限責任事業組合	(責)

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字空けて事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みをカタカナで記入してください。

《例》「(株)新潟県」の場合

フリガナは、「ニイガタケン」

「越後測量 越後 太郎」の場合

フリガナは、「エチゴソクリョウ エチゴ タロウ」

(4) 「代表者の氏名」の欄

ア 代表者の氏名は、左詰めとし、姓と名の上に1文字空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは左詰めとし、姓と名の上に1文字空けてカタカナで記入してください。

(5) 「市区町村・大字コード」の欄

ア 市区町村コードは、次のとおり記入してください。

・ 県内業者：別紙の「市区町村コード表」により、該当するコードを記入してください。

・ 県外業者：所在地に関わらず、すべて「900」を記入してください。

イ 大字コードは、次のとおり記入してください。

・ 県内業者：申請書等を提出する地域機関に備え付けの「市町村・大字コードブック」により、該当する大字コードを記入してください。

・ 県外業者：記入する必要はありませんので、空欄のままとしてください。

(6) 「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

《例》

・ 政令指定都市の場合(県内で該当するのは新潟市のみ。その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。)

…………… 新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

・ 一般的な記入例(上越市の〇〇区表示も含む。)

…………… 〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

・ 東京23区の場合 …………… 東京都〇〇区

(7) 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、(6)の「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。

このとき、「丁目」、「番地」、「号」については、「- (ハイフン)」により記入してください。なお、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

(8) 「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

(9) 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

(10) 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

次の例にならって記入してください。

0XX-XXX-XXXX 0XXX-XX-XXXX

0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX

(11) 「自己資本額」の欄

直前決算の自己資本額を記入して下さい。(貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を記入して下さい。)

(12) 「営業年数」の欄

ア 競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、審査基準日までの営業年数を記入してください。

イ 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。

ウ 2以上の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から審査基準日までの営業年数を記入してください。

(13) 「技術職員数」の欄

審査基準日における職員※10のうち、「技術職員調書【第5号様式】」に掲げる資格を有する方（技術職員）の実人数を記入してください。

※10 職員とは、期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主、及び法人事業者における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下、同じです。

(14) 「事務職員数」の欄

審査基準日における職員のうち、営業・総務・管理等の事務関係の業務に主に従事している方の実人数を記入してください。

(15) 「その他職員」の欄

審査基準日における職員のうち、技術職員及び事務職員以外の方の人数を記入してください。

2 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「入札参加希望業種」の欄

競争入札等に参加することを希望する業種の部門（以下「入札参加希望業種（部門）」といいます。）の欄に、「1」を記入してください。

(3) 「登録資格の有無」の欄

建設コンサルタント業務、地質調査業務、又は補償コンサルタント業務について、入札参加を希望する方で、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合は、該当の部門に「1」を記入してください。

3 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

入札参加を希望する業種ごとに、審査基準日の直前2年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た額を、千円単位で右詰めで記入してください。このとき、千円未満の端数があるときは端数を切り捨ててください。

(3) 「前々年度分決算」及び「前年度分決算」の欄

ア 「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。

イ それぞれの事業年度ごとに、千円単位で右詰めで記入してください。

(4) 「登録番号」及び「登録年月日」の欄

ア 入札参加を希望する業種ごとに、登録状況について、登録番号及び登録年月日を記入してください。

イ 一の業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ2段（又は3段）で記入してください。

4 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】

本様式には、主たる営業所に代わって、新潟県との建設コンサルタント等業務の契約を締結する営業所のうち、次に掲げる営業所について記入してください。（主たる営業所はここには記入しないでください。）

区分	営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
県内業者	県内に所在する営業所	主たる営業所に代わって、新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、相手方となる営業所※11	01から順に付番
県外業者	県内に所在する営業所	下記以外の県内に所在する営業所	01から順に付番
		主たる営業所に代わって、新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所※12	80
	県外に所在する営業所	主たる営業所に代わって、新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所※12	80

※11 「主たる営業所に代わって、新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、相手方となる営業所」は、委任状を提出する必要があります。（委任状については、「第1申請方法8（1）」をご確認ください。）

※12 県外業者で、「主たる営業所に代わって、新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所」は、便宜的に一箇所とします（営業所番号「80」は1つだけとなります。）が、これ以外の営業所においても主たる営業所から委任

を受けている営業所については、新潟県との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理を行うことは可能です。

この場合、委任状を提出する必要があります。(委任状については、「第1申請方法8(1)」をご確認ください。)

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80又は01～を記入してください。

新規申請以外の方は、平成26・27年度又は平成28・29年度の新潟県の建設コンサルタント等業務入札参加資格が認められた際の、営業所番号と同じ番号を記入してください。

ただし、それ以降に営業所の新設又は廃止があった場合、並びに、80を付番する営業所を変更した場合は、付番し直してください。

(3) 「営業所の代表者の氏名」の欄

記入に当たっては「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「代表者の氏名」の欄の記入方法にならって、当該営業所の代表者の氏名を記入してください。

(4) 「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

《例》 (株)新潟県新潟支社の場合 「新潟支社」と記入してください。

(5) 「営業所の所在地」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

記入に当たっては「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「都道府県・市区郡町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区郡町村名を記入してください。

イ 「所在地」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、当該営業所の所在地を記入してください。

ウ 「市区町村・大字コード」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「市区町村・大字コード」の欄の記入方法にならって、各コードを記入してください。

(6) 「連絡方法」の欄

ア 「郵便番号」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、当該営業所の郵便番号を記入してください。

イ 「電話番号」の欄

記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「電話番号」の欄の記入方法にならって、当該営業所の電話番号を記入してください。

ウ 「FAX番号」の欄

(ア) 当該営業所にファクシミリが備え付けてある場合は、FAX番号を記入してください。

(イ) 記入に当たっては、「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「FAX番号」の欄の記入方法にならって記入してください。

5 技術職員調書【第5号様式】

(1) 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「人数」の欄

ア 審査基準日において、「資格名」に掲げる資格を有する職員の人数を、それぞれの資格ごとに、右詰めで記入してください。

イ 一人の職員が2以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

(3) 技術士の「人数」欄の記入について

技術士の各部門の「人数」欄に計上できるのは、下表の選択科目のうちいずれか1つ以上を選択している場合です。

なお、同一部門において、異なる選択科目に合格している場合には人数を重複して計上してください。

部門名	選択科目
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目(「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農業部門	「農業土木」のみ
森林部門	「森林土木」のみ
上下水道部門	全選択科目
電気電子部門	全選択科目
機械部門	「流体力学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」
水産部門	「水産土木」のみ
衛生工学部門	全選択科目
情報工学部門	全選択科目
総合技術監理部門 (地質調査)	「地質調査」欄の選択科目

6 技術職員経歴書【第6号様式】

「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「技術職員数」に計上された技術職員の氏名、最終学歴、法令等による免許等、実務経験及び実務経験年月数について、それぞれ次のとおり記入してください。

(1) 「氏名」の欄

当該技術職員が、「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第4号様式】に記入された営業所に所属する場合に限り、当該営業所の名称を氏名の下に（ ）書きで記入してください。

（所属する営業所が「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第4号様式】に記入された営業所以外である場合は、（ ）書きの必要はありません。）

(2) 「最終学歴」の欄

ア 最終学歴に対応する学校の種類（大学院、大学、短期大学、高等学校、専門学校等をいいます。）を記入してください。〇〇大学といった具体的な学校の名称を記入する必要はありません。

イ 当該学校において専攻した学科の科目の名称を記入してください。

(3) 「法令等による免許等」の欄

ア 当該技術職員が有する法令等に基づく免許又は資格等を記入してください。

イ 一人が2以上の免許又は資格等を有する場合、それぞれの免許又は資格ごとに段を分けて記入してください。

(4) 「実務経験」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許等に関連した業務の中から任意に1件を選択し、その業務の内容及び担当した職名を記入してください。

(5) 「実務経験年月数」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等を取得した後、申請書等提出時までの実務経験の年月数を記入してください。

7 暴力団等の排除に関する誓約書【第7号様式】

この様式は、新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第2条第1項第2号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認のうえ、住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、代表者印を押印してください。

8 提出及び問い合わせ先

建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書の提出に関する問い合わせは、下記の提出先機関あてにお願いします。

県内業者の方の提出先（主たる営業所の所在地を所管する下記の地域機関）

地域機関名	電話番号
村上地域振興局地域整備部	0254(52)7955
新発田地域振興局地域整備部	0254(26)9194
新潟地域振興局地域整備部	025(231)8303
〃 新津地域整備部	0250(24)9660
〃 津川地区振興事務所	0254(92)2624
三条地域振興局地域整備部	0256(36)2303
長岡地域振興局地域整備部	0258(38)2618
魚沼地域振興局地域整備部	025(792)8164
南魚沼地域振興局地域整備部	025(772)3949
十日町地域振興局地域整備部	025(757)5553
柏崎地域振興局地域整備部	0257(21)6301
上越地域振興局地域整備部	025(526)9504
糸魚川地域振興局地域整備部	025(552)1790
佐渡地域振興局地域整備部	0259(74)3499

県外業者の方の提出先

地域機関名	電話番号
土木部監理課建設業室	025(285)5511 内線3186, 3199

別 紙

市区町村コード表

コード	市区名	コード	町村名
101	新潟市北区	307	北蒲原郡聖籠町
102	新潟市東区	342	西蒲原郡弥彦村
103	新潟市中央区	361	南蒲原郡田上町
104	新潟市江南区	385	東蒲原郡阿賀町
105	新潟市秋葉区	405	三島郡出雲崎町
106	新潟市南区	461	南魚沼郡湯沢町
107	新潟市西区	482	中魚沼郡津南町
108	新潟市西蒲区	504	刈羽郡刈羽村
202	長岡市	581	岩船郡関川村
204	三条市	586	岩船郡粟島浦村
205	柏崎市		
206	新発田市		
208	小千谷市		
209	加茂市		
210	十日町市		
211	見附市		
212	村上市		
213	燕市		
216	糸魚川市		
217	妙高市		
218	五泉市		
222	上越市		
223	阿賀野市		
224	佐渡市		
225	魚沼市		
226	南魚沼市		
227	胎内市		